

議案第 10 号

君津市立小学校設置条例及び君津市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

君津市立小学校設置条例及び君津市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市学校再編第 1 次実施プログラムに基づき、小櫃・上総地区の小・中学校を統合す  
るため、君津市立小学校設置条例（昭和 45 年君津市条例第 34 号）及び君津市立中学校  
設置条例（昭和 45 年君津市条例第 35 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市立小学校設置条例及び君津市立中学校設置条例の一部を改正する条例

(君津市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 君津市立小学校設置条例(昭和45年君津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

君津市立久留里小学校	〃	久留里474番地
君津市立松丘小学校	〃	広岡1000番地
君津市立坂畑小学校	〃	坂畑223の2番地

を

」

「

君津市立上総小学校	〃	久留里474番地
-----------	---	----------

に改める。

」

(君津市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 君津市立中学校設置条例(昭和45年君津市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

君津市立小櫃中学校	〃	俵田1110番地
君津市立久留里中学校	〃	久留里474番地
君津市立松丘中学校	〃	広岡994番地
君津市立亀山中学校	〃	坂畑223の1番地

を

」

「

君津市立上総小櫃中学校	〃	俵田1110番地
-------------	---	----------

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条及び次項の規定は平成32年4月1日から、第1条の規定は平成33年4月1日から施行する。

(君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金条例の一部改正)

- 2 君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金条例(昭和57年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例

第1条中「小櫃中学校の」を「上総小櫃中学校の」に、「君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金」を「君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金」に改める。

第4条中「君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯親善交流事業」を「君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯親善交流事業」に改める。

君津市立小学校設置条例及び君津市立中学校設置条例新旧対照表

改正案	現 行																		
<p>第 1 条による改正 君津市立小学校設置条例 (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 3 8 条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>君津市立上総小学校</td> <td>// 久留里 4 7 4 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立上総小学校	// 久留里 4 7 4 番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 3 8 条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>君津市立久留里小学校</td> <td>// 久留里 4 7 4 番地</td> </tr> <tr> <td>君津市立松丘小学校</td> <td>// 広岡 1 0 0 0 番地</td> </tr> <tr> <td>君津市立坂畑小学校</td> <td>// 坂畑 2 2 3 の 2 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立久留里小学校	// 久留里 4 7 4 番地	君津市立松丘小学校	// 広岡 1 0 0 0 番地	君津市立坂畑小学校	// 坂畑 2 2 3 の 2 番地		
名称	位置																		
省略																			
君津市立上総小学校	// 久留里 4 7 4 番地																		
名称	位置																		
省略																			
君津市立久留里小学校	// 久留里 4 7 4 番地																		
君津市立松丘小学校	// 広岡 1 0 0 0 番地																		
君津市立坂畑小学校	// 坂畑 2 2 3 の 2 番地																		
<p>第 2 条による改正 君津市立中学校設置条例 (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 4 9 条において準用する同法第 3 8 条の規定により、君津市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>君津市立上総小櫃中学校</td> <td>// 俵田 1 1 1 0 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立上総小櫃中学校	// 俵田 1 1 1 0 番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 学校教育法 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号) 第 4 9 条において準用する同法第 3 8 条の規定により、君津市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>君津市立小櫃中学校</td> <td>// 俵田 1 1 1 0 番地</td> </tr> <tr> <td>君津市立久留里中学校</td> <td>// 久留里 4 7 4 番地</td> </tr> <tr> <td>君津市立松丘中学校</td> <td>// 広岡 9 9 4 番地</td> </tr> <tr> <td>君津市立亀山中学校</td> <td>// 坂畑 2 2 3 の 1 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立小櫃中学校	// 俵田 1 1 1 0 番地	君津市立久留里中学校	// 久留里 4 7 4 番地	君津市立松丘中学校	// 広岡 9 9 4 番地	君津市立亀山中学校	// 坂畑 2 2 3 の 1 番地
名称	位置																		
省略																			
君津市立上総小櫃中学校	// 俵田 1 1 1 0 番地																		
名称	位置																		
省略																			
君津市立小櫃中学校	// 俵田 1 1 1 0 番地																		
君津市立久留里中学校	// 久留里 4 7 4 番地																		
君津市立松丘中学校	// 広岡 9 9 4 番地																		
君津市立亀山中学校	// 坂畑 2 2 3 の 1 番地																		
<p>* 附則第 2 項関係 君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金</p>																			

条例

君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金条例

(設置)

第1条 君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校の日伯親善交流を推進するため君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯交流基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して君津市立小櫃小学校及び上総小櫃中学校日伯親善交流事業 (以下「事業」という。)の経費の一部に充てるもののほか、基金に繰り入れるものとする。

君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金条例

(設置)

第1条 君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校の 日伯親善交流を推進するため君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯交流基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して君津市立小櫃小学校及び小櫃中学校日伯親善交流事業 (以下「事業」という。)の経費の一部に充てるもののほか、基金に繰り入れるものとする。